



厚生労働省発生食0724第2号
平成30年7月24日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田充殿

厚生労働大臣 加藤勝信



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. イソブチルアミン、イソプロピルアミン、sec-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン、2-メチルブチルアミンの添加物としての指定の可否について
2. イソブチルアミン、イソプロピルアミン、sec-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン、2-メチルブチルアミンの添加物としての規格基準の設定について